端末設置使用規約

第１条（総則）
株式会社日本カードネットワーク（以下「乙」という）専用の信用照会端末（以下「Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末」という）を設置するカード会社（以下「当社」という）の加盟店（以下「甲」という）は、Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末の設置、使用及び取り外しに関して、本規約に従うことを承認し、これを遵守します。

第２条（用語の定義）
本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。
１．「Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末」とは日本クレジットカード協会の規定による制約を受けず、「加盟店」に設置され乙の「センター」と接続する端末（形状の如何を問わない。）をいいます。
２．「利用カード会社」とは、当社及び、当社以外のカード会社等であって甲との間で加盟店契約を有するもののうち、当社がＪ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末の利用を認めたものをいいます。
３．「各社の加盟店規約等」とは、利用カード会社と甲との間の加盟店契約に適用される、利用カード会社所定の加盟店規約等をいいます。

第３条（端末利用目的）
甲及び当社は、Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末を利用し、利用カード会社の各社の加盟店規約等に基づいて行われる信用販売に係る取扱いを自動化することにより、カード取扱い事務の合理化及び軽減化を図ることを目的とします。

第４条（端末の貸与）
１．甲が端末を設置及び使用する場合は、当社に申込むものとし、当社が適格と認めたとき、当社は甲にＪ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末を設置し、貸与するものとします。
２．当社が甲に設置するＪ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末は、当社が指定したメーカーが製造したＪ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末とし、その選定は当社が行います。
３．設置したＪ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末は、理由・名目の如何を問わず、当該Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末の使用が終了した時点にて、当該端末内のデータ漏洩等を阻止する必要上、当社に返還するものとします。

第５条（情報登録）

１．　Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末に登録する情報の設定、変更及び抹消は、当社及び利用カード会社が行うものとします。

２．　当社及び利用カード会社が甲に対し、Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末に登録する情報の設定操作（ＤＬＬ操作）を依頼した場合は、甲は、Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末の所定の操作手順により情報設定操作を行うものとします。

３．　当社及び利用カード会社は、一定期間以上使用が確認できないＪ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末について、当社、利用カード会社等に関するデータの漏洩等を阻止する必要上、登録している情報を抹消できることとします。

第６条（諸費用の負担及び支払）

１．　甲は、Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末の設置、使用、保管及び取り外しに係る費用を別表に定めるとおり負担するものとします。

２．　甲は、その負担する費用について、連帯して支払の責に任ずるものとし、当社が別に定める期日に所定の方法により当社に支払うものとします。

第７条（端末の使用及び保管に関する義務）

１．甲は、本規約及び操作手順の手引に従い、善良なる管理者の注意をもって、Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末の使用及び保管をするものとします。

２．甲は、当社及び利用カード会社の会員に対して信用販売を行う場合は、原則としてすべてＪ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末を使用して行うものとします。

３．甲は、Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末に異常又は故障が発生した場合は、速やかに乙が指定した連絡先に連絡の上、修理し、Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末が常に正常に稼動する状態に保つものとします。

４．甲は、当社が指定した以外の者に、Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末の修理又は改造等をさせてはなりません。

第８条（会員の本人確認と売上票の確認）

１．　甲は、Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末の取扱いにあたり、Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末より暗証番号の入力を要求された場合は、所定の方法により会員に暗証番号の入力を求め、Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末の照合結果から、正しい暗証番号が入力されたことを確認のうえ、信用販売を行うものとします。

２．　甲は、Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末の取扱いにあたり、Ｊ－

ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末より暗証番号の入力を要求されず、携帯電話等外部デバイスを利用した所定の方法により本人確認が実施された場合は、正しい処理がされたことを確認のうえ、信用販売を行うものとします。

３．甲は、Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末の取扱いにあたり、Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末より暗証番号の入力を要求されず、かつＪ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末から自動的に発行される売上票（以下「端末売上票」という）に会員署名欄がある場合は、会員に署名を求め、カード記載の署名と同一であることを確認のうえ、信用販売を行うものとします。

４．甲は、端末売上票について、会員番号、売上金額及び支払区分等の記載を確認し、取扱内容に誤りがないことを確認するものとします。

第９条（会員の暗証番号失念時等の対応）

甲は、前条の方法による信用販売に際し、会員が自己の暗証番号を失念していた場合等には、当該カード会社へその旨を電話連絡のうえ、その指示に従うものとし、指示を受けずにインプリンター処理等で売上処理を行ってはなりません。

第１０条（無効カード番号通知書の照合及び承認番号の問い合わせ）

甲は、各社の加盟店規約等の定めに基づく無効カード通知書の照合及び承認番号の問い合わせを、Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末を使用して、自動的に行うものとします。

第１１条（メッセージ及び手続）

１．前条の手続を行った際、甲はＪ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末の表示画面（以下「表示画面」という）又は端末売上票に表示されたメッセージ（以下「メッセージ」という）を遵守し、メッセージに基づき忠実に処理するものとします。

２．甲は、メッセージが「ホリュウ」、「カードカイシャニオトイアワセクダサイ」、「シテイサレタレンラクサキへＴＥＬネガイマス」等の場合、当該カード会社へ連絡しないままインプリンター処理等で売上処理を行ってはなりません。

３．甲は、メッセージが「ジコカード」又は「ムコウカード」の場合には、当該カードを回収の上、当該カード会社へ至急連絡し、その指示に従うものとします。

第１２条（日計表の出力及び照合）

１．甲は、原則として販売日ごとに、所定の手続によりＪ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末から日計表を出力するものとします。

２．甲は、前項の日計表の当社及び利用カード会社のそれぞれの信用販売の件数及び金額と当日の端末売上票を突き合わせ（以下「日計照合」という）、同一であることを確認

するものとします。照合する項目は、カード会社名、会員番号、売上日、支払区分、金額等とします。

第１３条（日計照合の不一致）

日計照合を行った結果、甲と乙、当社若しくは利用カード会社との間で信用販売の件数又は金額が不一致の場合、甲は、不一致の原因を究明し、当該カード会社にその結果を報告するものとします。

第１４条（売上票提出の義務）

１．甲は、原則として毎月２回端末売上票をとりまとめ、売上票一括保管センターに提出するものとし、１５日締切日の売上票は２０日までに、月末締切日の売上票は翌5日までに送付するものとします。但し、甲と当該カード会社の間で、電子データ保管等の別の方法を定める場合は、所定の方法に従うものとします。

２．甲は、端末売上票を売上票一括保管センターに提出する前に、当該カード会社から当該信用販売について照会があった場合は、速やかにＪ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末による暗証番号照合、携帯電話等外部デバイスを利用した所定の方法による照合又は会員の署名により会員の本人確認を実施済みの端末売上票（サーマルロール紙、電子データ等）を当該カード会社に提出するなど、信用販売の事実を証明しなければなりません。

第１５条（売上票到着と同一効力の発生時期）

１．甲がＪ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末を使用し、日計照合により確認された当該カード会社の会員に対して行った信用販売代金の精算は、各社の加盟店規約等の定めにかかわらず、Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末より乙経由でカード会社へのバッチ伝送により到着した売上データに基づくものとし、Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末による暗証番号照合、携帯電話等外部デバイスを利用した所定の方法による照合又は会員の署名により会員の本人確認を実施済みの端末売上票（サーマルロール紙、電子データ等）が当該カード会社に到着したものとみなします。

２．端末売上票到着と同一の効力は、売上データを乙から当該カード会社にバッチ伝送する場合は売上データが到着したときをもって、当該信用販売分について発生するものとします。但し、誤操作等により当該カード会社で確認されている信用販売の件数又は金額と異なった場合はこの限りではありません。

第１６条（信用販売代金の精算）

Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末による信用販売代金の精算は、前条

２項の効力の発生をもって、各社の加盟店規約等に定める方法によるものとします。

第１７条（効力の取消し）

１． 甲が、第１４条に基づくＪ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末による暗証番号照合、携帯電話等外部デバイスを利用した所定の方法による照合又は会員の署名により会員の本人確認を実施済みの端末売上票（サーマルロール紙、電子データ等）を提出できない場合は、当該売上票の第１５条の効力は当然取り消されるものとします。甲は、信用販売代金の精算が既に完了している場合は、当該信用販売代金相当額を当該カード会社に返還するものとします。

２． 当社及び利用カード会社は、本条１項の返還の代わりに、甲に支払う他の信用販売代金の精算分にて相殺できるものとします。

３． 第１５条で定めた効力が取り消された当該信用販売分については、日計照合時に遡って効力の発生がなかったものとします。甲が第１４条により売上票一括保管センターに売上票を提出している場合も同様とします。

第１８条（障害時の手続）

１． 甲は、Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末の使用の際、次の各号のいずれかに該当した場合は、Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末の使用を中止し、当社及び利用カード会社所定の売上票（以下「インプリンター用売上票」という）にて売上処理するものとします。但し携帯電話等外部デバイスを利用した信用販売は除きます。

（１） Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末が故障した場合

（２） カード会社センター又はネットワークに障害が発生した場合

（３） 通信異常等により通信エラーを繰り返した場合

（４） カードの読み取りができず、Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末が使用できない場合

２． 前項の場合、甲は、当該カード会社に電話連絡をし、全件承認番号を取得するものとします。

３． 本条１項に基づき処理されたインプリンター用売上票の集計、提出及び精算は、各社の加盟店規約等に基づくものとします。但し、当該カード会社が別に定める方法がある場合には、その所定の方法に従うものとします。

第１９条（情報の利用及び登録など）

１．甲は、当社宛の端末設置申込書に記載された甲並びにその代表者等に係る情報（以下「加盟店等情報」という）が、当社以外のクレジットカード会社、端末メーカー、端末販売者、電子マネーセンター事業者、売上票メーカー及び売上票一括保管センター等に通知

されることに予め同意します。

<ＪＥＴ-ＳＴＡＮＤＡＲＤ（Cloud）（ＣＣＴ）を設置される場合のみ本条第２項について適用されるものとします>

２．日本クレジットカード協会（以下「ＪＣＣＡ」という）が主宰するＣＡＴ共同利用システムの円滑な作動並びに端末設置情報の適正かつ円滑な管理を目的とする範囲内において、ＪＣＣＡが主宰するＣＡＴ共同利用システムの共同利用端末管理システムに登録されることに予め同意します。

第２０条（通知義務）
甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、１カ月前までに、当社に対し書面により通知しなければなりません。
（１） 店舗改装等により、Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末の使用を一時中止し、又は一時取り外す場合
（２） Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末の設置場所を移転又は変更する場合
（３） 甲の業種又は取扱商品の変更がある場合

第２１条（禁止事項）
甲は、その名目、理由ないし手段の如何を問わず、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。
（１） Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末登録情報を他に漏らすこと
（２） Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末を甲以外の者に使用させること
（３） 当社及び利用カード会社以外のカード会社のためにＪ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末を使用すること
（４） Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末の占有を甲以外の者に移転すること

第２２条（端末の取り外し）
１． 当社は、甲と当社又は利用カード会社との間において、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、甲の承諾なしに、いつでもＪ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末を取り外すことができるものとします。
（１） 甲が本規約上の義務を怠り又は本規約に違反した場合
（２） 甲の信用状態に重大な変化が生じたと当社が認めた場合

（３）　甲がＪ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末の接続されている加入電話を他に譲渡した場合
（４）　甲と当社とが締結している加盟店規約等による契約が解除又は解約された場合
（５）　その他、当社がＪ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末の設置を不適当と認めた場合
２．　甲又は当社は、３カ月前までにその旨を文書で相手方に申し出ることにより、Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末を取り外すことができるものとします。但し、取り外したＪ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末は、必ず当社に返還しなければなりません。

第２３条（商品コードの取扱い）
甲は、表示画面に「商品コード」と表示された場合は、別に定める商品コード体系表により該当する商品コードを入力するものとします。なお、商品が複数の場合は、代表的な商品コードを入力するものとします。

第２４条（損害賠償）
甲は、本規約を遵守し、万一これに違反してＪ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末を使用し若しくは使用させたことにより当社又は利用カード会社に損害を与えた場合は、甲は、その賠償の責を負うものとします。

第２５条（規約の改定及び承認）
１．　当社は、本規約をいつでも改定することができるものとします。
２．　当社は、本規約を改定する場合には、改定した新規約を甲に送付するものとし、甲がその送付を受けた後にＪ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末を使用した場合には、甲は、新規約を承認したものとみなします。

第２６条（反社会的勢力の排除）
１．甲及び当社は、互いに相手方に対し、現在、自己及び自己の役員が、暴力団、暴力団員及び暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府又は外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の９者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
２．前項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
（１）暴力団員等が自己の経営を支配していると認められる関係を有する者

（２）暴力団員等が自己の経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
（３）自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
（４）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
（５）自己、自己の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
（６）その他暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、又は暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者

３．甲及び当社は、互いに相手方に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを確約する。
（１）暴力的な要求行為
（２）法的な責任を超えた不当な要求行為
（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
（４）風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
（５）その他前各号に準ずる行為

４．甲及び当社は、自己の知る限り、自己の顧問又は従業員（以下「従業員等」という。）が、現在、反社会的勢力に該当しないことを表明し、自己の従業員等が反社会的勢力に該当することを知ったとき、又は従業員等もしくは自己の役員が前項各号のいずれかの行為を行っていることを知ったときは、当該従業員等又は役員との間の雇用契約、顧問契約又は委任契約を速やかに解除する措置をとるよう努めることを確約する。

５．甲及び当社は、相手方が反社会的勢力と取引関係にあることを知ったときは、相手方に対して当該反社会的勢力との取引関係を速やかに解消する措置をとるよう求めることができ、当該措置を求められた者は、正当な理由がない限り、当該反社会的勢力との取引関係を解消するよう努めることを確約する。

６．甲及び当社は、第１項に定める相手方の表明保証が真実でないことが判明した場合、又は相手方が第３項ないし第５項のいずれかに違反した場合には、何らの催告を要せず、直ちに相手方との取引に係る全ての契約を解除することができる。

７．前項に基づき、解除権を行使する者は、相手方との取引に係る契約を解除したことにより相手方に損害が生じた場合であっても、一切の補償又は賠償責任を負わず、かかる解除により解除権を行使する者に損害が生じたときは、相手方に損害賠償を請求することができる。

第２７条（本規約の優先適用及び規約に定めのない事項）

１．　Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末の設置、使用又は取り外しを行

う場合は、すべて本規約及び操作手順の手引に基づいて行うものとします。

２．　本規約に定めのない事項については、各社の加盟店規約等に従うものとします。

第２８条（協議事項）

甲と当社又は利用カード会社間で、本規約及び各社の加盟店規約等に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲と当該カード会社間で協議の上、解決するものとします。

第２９条（売上データ送付カード会社）

１．　Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末より乙経由で売上データを伝送又はＭＴ等で送付するカード会社は、当該カードにつき、甲との間で加盟契約を有するカード会社とします。

２．　会員が呈示したカードにつき、前項に従い売上データを送付することのできるカード会社が複数あるときは、売上データの送付先のカード会社は、以下のとおりとします。但し、提携カード等一定のカードについては、カード会社間の取り決めにより、異なる取扱いとなる場合があります。

（１）　係るカード会社に当社が含まれるときは、当社とします。

（２）　係るカード会社に当社が含まれないときは、当社に対する甲の申し出に基づき、利用カード会社のうち１社とすることとし、当該利用カード会社が、乙に登録する端末情報により設定、変更がされるものとします。

３．　前項（２）に該当する場合において、甲の申し出がない場合については、甲への通知なく、利用カード会社のうち１社が、乙に登録する端末情報により設定され、又は変更されることがあることを甲は承認します。

別表

甲が負担する費用

１．Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末の取付け費用

Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末の取付けに係る標準工事費用

２．電源工事及び電気料

Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末に使用する商用電源確保のための工事費用

３．電池・その他消耗品の費用

Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末に内蔵されている電池及びその他消耗品の費用

４．移転費用

Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末取り外し費用

５．除去に伴う費用

Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末取り外し費用

６．滅失・毀損

Ｊ－ＭｕｐｓⅡ端末もしくはＪＥＴ－Ｓクラウド端末が滅失、毀損した場合、完全な状態の復元又は修理をする費用